

上下水道料金の改定内容について

◆ 水道料金は、つぎの料金表のように変更します。

【料金表(税込み:1か月料金)】

用途	基本料金			超過料金(1㎡につき)		
	水量	消費税8%適用料金	消費税10%適用料金	水量	消費税8%適用料金	消費税10%適用料金
家事用	7㎡まで	1004.4円	1,023.00円	8～15㎡	216.00円	220.00円
				16～25㎡	272.16円	277.20円
				26㎡以上	330.48円	336.60円
業務用	10㎡まで	2,149.20円	2,189.00円	11～50㎡	317.52円	323.40円
				51～100㎡	378.00円	385.00円
				101㎡以上	438.48円	446.60円
湯屋用	100㎡まで	16,632.0円	16,940.00円	101～200㎡	237.60円	242.00円
				201～300㎡	291.60円	297.00円
				301㎡以上	345.60円	352.00円
臨時用	1㎡につき				928.80円	946.00円
船舶用	1㎡につき				453.60円	462.00円

【適用時期】

- 隔月検針のお客さま
2月請求分から、新税率10%が適用されます。
(開栓や閉栓があるお客様は、開栓や閉栓の時期によって、12月・1月請求分で新税率と旧税率の按分が生じることがあります。)
- 毎月検針のお客さま
12月請求分から、新税率10%が適用されます。
- 令和元年10月1日以降に開栓されたお客様
11月請求分から、新税率10%が適用されます。

◆ 下水道料金は、つぎの料金表のように変更します。

【下水道料金(税込み:1か月料金)】 (※御調町を除く)

用途	基本料金			超過料金(1㎡につき)		
	水量	消費税8%適用料金	消費税10%適用料金	水量	消費税8%適用料金	消費税10%適用料金
一般用/ 住宅団地用	10㎡まで	1,080.0円	1,100.0円	11～20㎡	151.20円	154.0円
				21～30㎡	172.80円	176.0円
				31～40㎡	194.40円	198.0円
				41㎡以上	216.00円	220.0円
公衆浴場用	10㎡まで	1,080.0円	1,100.0円	11～20㎡	151.20円	154.0円
				21㎡以上	21.60円	22.0円
工業流通団地用	1㎡につき				648.00円	660.0円

【適用時期】

水道料金と同時期となります。

【下水道料金(税込み:1か月料金)】 (御調町)

汚水排出元の用途	区分	単位当たりの料金	
		消費税8%適用料金	消費税10%適用料金
一般家庭	基本料金(1世帯あたり月額)	2,700円	2,750円
	世帯員割(1人あたり月額)	540円	550円
主に水を使用しない事業所 (一般住宅と分離しているもの)	基本料金(1事業所あたり月額)	2,700円	2,750円
	換算人員割(換算人員1人あたり月額)	540円	550円
主に水を使用しない事業所 (一般住宅と兼用されているもの)	一般家庭の部で算定した使用料金に、換算人員割により算出した金額を加算する。		
	換算人員割(換算人員1人あたり月額)	540円	550円
振興区等集会所	対象振興区等の世帯数が50世帯未満の場合	1,080円	1,100円
	対象振興区等の世帯数が50世帯以上100世帯未満の場合	1,350円	1,375円
	対象振興区等の世帯数が100世帯以上の場合	1,620円	1,650円
公衆トイレ (市が設置したもの及び公共的団体が設置したものに限る)	1施設あたり	1,080円	1,100円
上記以外(公共施設を含む)	基本料金	4,860円	4,950円
	排水量が1か月あたり30㎡までの分		
	超過料金 排水量が30㎡を超える分1㎡あたり	162円	165円

備考

- (1) 一般家庭の世帯員割の計算にあたっては、対象世帯の世帯員が6人を超える場合には、当該世帯の世帯員は6人として計算する。
- (2) 換算人員とは、従業員数の2分の1をいう。ただし、従業員数が1人の場合は1人とし、従業員数が3人以上の場合は端数を切り捨てて計算する。

【適用時期】

- 世帯員数・従業員数で料金の決まるお客様
11月請求分から、新税率10%が適用されます。
- 排水量で料金の決まるお客様
12月請求分から、新税率10%が適用されます。

上下水道の料金については、上下水道局お客様料金センター ☎ (0848)37-9300 へお問い合わせください。